



許可番号 第 02823228992 号

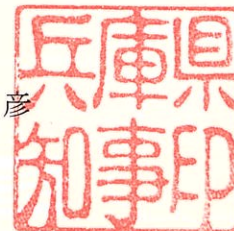
産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2224番地26

氏 名 株式会社ZEST
代表取締役 上處 義隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦



許可の年月日 令和4年7月15日

許可の有効年月日 令和9年7月14日

1. 事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. ゴムくず
6. 金属くず
7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)
8. がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)破碎施設

設置場所 : 兵庫県三田市東本庄字大歳谷2224番26 外1筆

設置年月日 : 令和4年6月20日

処理能力 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)1.5t/日、紙くず1.3t/日、木くず1.9t/日、繊維くず0.54t/日、ゴムくず1.4t/日、金属くず2.6t/日、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)2.3t/日、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)2.8t/日 (8 時間稼動)

以上 1 施設

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年7月15日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



兵庫県指令環整(4)第1-2号
令和4年7月15日

住 所 兵庫県三田市東本庄2224番地26
申請者 株式会社ZEST
代表取締役 上處 義隆

令和4年4月5日付けで申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤元彦



業の種類 産業廃棄物処分業

許可番号 第 02823228992 号

事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.ゴムくず
- 6.金属くず
- 7.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 8.がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

事業の用に供するすべての施設

(1)破碎施設

設置場所 : 兵庫県三田市東本庄字大歳谷2224番26 外1筆

設置年月日 : 令和4年6月20日

処理能力 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)1.5t/日、紙くず1.3t/日、木くず1.9t/日、繊維くず0.54t/日、ゴムくず1.4t/日、金属くず2.6t/日、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)2.3t/日、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)2.8t/日 (8 時間稼動)

以上 1 施設

許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

許可の期限 令和9年7月14日

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。